

平成30年度第3回幕別町地域公共交通確保対策協議会議案

【書面会議】

1 議 件

議案第4号 幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

町コミュニティバス及び予約型乗合タクシーに係る平成31年度分(平成30年10月1日～平成31年9月30日)の事業計画について、別紙のとおり帯広運輸支局を通じ、国土交通大臣に対して提出するもの。

【参考】

平成31年度分国庫補助金上限額は、3,463千円となる。

計算方法：対象人口(12,192人)×単価(120円)+加算額(200万円)

※対象人口は、最新の国勢調査(H27実施)による人口集中地区以外の人口と交通不便地域の人口を比較し、多い人口のこと。(詳細は表5のとおり。)

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 幕別町地域公共交通確保対策協議会
住 所 中川郡幕別町本町130番地1
代表者氏名 会 長 川 瀬 俊 彦 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 平成30年6月29日

(協議会名称) 幕別町地域公共交通確保対策協議会
会長 川瀬 俊彦

生活交通確保維持改善計画の名称

幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

幕別町の公共交通機関は、JRが幕別～帯広間において、1日13往復運行されている。路線バスについては、十勝バス(株)が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行しており、JR、路線バスともに、通学や帯広市への通院、買物等で利用される学生や高齢者にとって重要な交通機関となっている。また、スクールバスが町内で12路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学利用のほか、一般町民も混乗できることから、通院や高校生の通学等にも利用されている。

しかしながら、農村部ではスクールバス運行路線以外の地域や市街地内でも公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許証を持たない方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくためには大きな障壁となっていた。

このような状況から、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることを目的として、幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの導入、農村部では駒島線と古舞線の予約型乗合タクシーの導入を行ったところである。

このため、地域公共交通確保維持改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買物や通院などの日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るため、住民の生活の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。

【目標①】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数

平成31年度においては、

幕別線の乗車人数を平成29年度比20%以上増加とし、5.6人/便を目標とする。

札内線の乗車人数を平成29年度比30%以上増加とし、9.0人/便を目標とする。

平成32年度、33年度については、31年度の目標を維持することとする。

【目標②】予約型乗合タクシー駒島線・古舞線の年間利用者数

平成31年度においては、

駒島線の乗車人数を平成29年度比20%以上増加とし、2.0人/便を目標とする。

古舞線の乗車人数を平成29年度比20%以上増加とし、2.1人/便を目標とする。

平成32年度、33年度については、31年度の目標を維持することとする。

※目標中、平成29年度は、H29.4.1～H30.3.31とする。

(2) 事業の効果

- ・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動を確保することができる。
- ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・町民が多く集まる機会でのコミバスの展示、乗車体験、ぬり絵やペーパークラフトの配布。
- ・園児の乗車体験の呼びかけ。
- ・高齢者が多く集まる機会での、出前講座による、コミバス及び予約型乗合タクシーの周知。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。 |
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者 |
| 幕別町から運行事業者へ補助する補助金については、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分を補助することとしている。 |
| 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称 |
| 【コミュニティバス（幕別線・札内線）】十勝バス株式会社 【予約型乗合タクシー駒島線】エイシン運輸有限会社 【予約型乗合タクシー古舞線】北斗タクシー有限会社 |
| 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】 |
| ※対象外 |
| 8. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】 |
| ※対象外 |
| 9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】 |
| ※対象外 |
| 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】 |
| ※対象外 |
| 11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】 |
| ※対象外 |
| 12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 |
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 札内地区を運行するコミュニティバスについて、利便性向上の為、検討を行った結果、順周り、逆周りの2台運行とすることとしたため、新たに1台、ノンステップ車両を導入する必要があった。 |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 【目標】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数 平成31年度においては、 幕別線の乗車人数を平成29年度比20%以上増加とし、5.6人/便を目標とする。 札内線の乗車人数を平成29年度比30%以上増加とし、9.0人/便を目標とする。 平成32年度、33年度については、31年度の目標を維持することとする。 ※目標中、平成29年度は、H29.4.1~H30.3.31とする。 |
| (2) 事業の効果 |
| ノンステップバスの導入により、身体の不自由な方や高齢者、車いす利用者の利便性が向上するとともに、新たな車両の導入によるPR効果が期待され、利用者の増加につながると考えられる。 |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付 |
| 16. 老朽更新の代替による不要の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） |
| ※対象外 |
| 17. 協議会の開催状況と主な議論 |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 11 月 29 日 (第 3 回) コミュニティバスアンケート調査結果についての報告 コミュニティバス見直しに係るスケジュールについての協議 ・平成 30 年 1 月 22 日 (第 4 回) コミュニティバス運行形態等見直しについての協議 ・平成 30 年 3 月 30 日 (第 5 回) 平成 30 年度協議会予算 (案) についての協議 ・平成 30 年 5 月 8 日 (第 1 回) コミュニティバス札内線増台バスの色についての協議 ・平成 30 年 6 月 8 日 (第 2 回) 協議会事業、決算、監査についての報告 コミュニティバス、予約型乗合タクシーの運行実績についての報告 コミュニティバス時刻表デザインについての協議 ・平成 30 年 6 月 27 日 (第 3 回) 地域内フィーダー系統確保維持計画についての協議 | |
| 18. 利用者等の意見の反映状況 | |
| 協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただき、協議会、分科会での議論を反映して計画を作成した。 | |
| 19. 協議会メンバーの構成員 | |
| 関係都道府県 | 北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課 |
| 関係市区町村 | 幕別町副町長 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 帯広開発建設部道路計画課、帯広建設管理部事業室地域調整課、帯広警察署交通課、十勝バス株式会社、北斗タクシー有限会社、エイシン運輸有限会社 |
| 地方運輸局 | 北海道運輸局帯広運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 幕別地区公区長代表、札内地区公区長代表、南幕別地区公区長代表、忠類地区公区長代表、幕別町商工会、幕別町社会福祉協議会、幕別町民生委員児童委員協議会、幕別町消費者協会、幕別町 PTA 連合会、幕別町老人クラブ連合会、幕別町障害者 (児) 団体連絡協議会、十勝地区交運労協議会 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1

(所 属) 幕別町住民福祉部防災環境課交通防犯係

(氏 名) 主任 山元 和馬

(電 話) 0155-54-6601

(e-mail) kotubohankakari@town.makubetsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

| 市区町村 | 運行予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画 運行 日数 | 計画 運行 回数 | 再 編 特 例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | |
|------|------------|-----------------|-------|-------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | 運行態様 の別 | 基準口で 該当する 要件 | 接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策 | 基準二で該当 する要件 (別表7のみ) |
| 幕別町 | 十勝バス株式会社 | (1) 幕別線1 | 幕別駅前 | 旭町 | 幕別駅前 | (循環) 10.0km | 244日 | 732.0回 | | 路線定期運行 | ① | 十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(幕別駅)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。 | ③ |
| | | (2) 幕別線2 | 幕別駅前 | 緑町 | 幕別駅前 | (循環) 10.0km | 244日 | 488.0回 | | 路線定期運行 | ① | 十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(幕別駅)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。 | ③ |
| | | (3) 札内線 | 札内支所前 | 札内駅前 | 札内支所前 | (循環) 30.7km | 244日 | 2,196.0回 | | 路線定期運行 | ① | 十勝バスが運行する、帯広陸別線・幕別線・南商あかしや線との乗継ぎを円滑にするため、バス停留所相互設置(札内、札内中学校前)、ダイヤ設定、乗継割引の設定を行う。 また、JR根室本線への接続を行う。 | ③ |
| | エイシン運輸有限会社 | (4) 駒畠線 | 駒畠 | 南幕別地区 | 幕別駅 | 往 km 復 km | 244日 | 185.0回 | | 区域運行 | ① | 十勝バスが運行する帯広陸別線・幕別線やJR根室本線に接続のため幕別駅を乗降とする。 | ③ |
| | 北斗タクシー有限会社 | (5) 古舞線 | 美川 | 西幕別地区 | 札内支所 | 往 km 復 km | 244日 | 216.0回 | | 区域運行 | ① | 十勝バスの運行する、帯広陸別線・幕別線・南商あかしや線やJR根室本線に接続のため札内駅を乗降とする。 | ③ |

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|------|-----|
| 市町村名 | 幕別町 |
|------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 12,192 |
| 交通不便地域 | 1,531 |

交通不便地域の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-------|------|---------------|
| 1,531 | 旧忠類村 | 過疎地域自立促進特別措置法 |
| | | |
| | | |
| | | |

国庫補助上限額の算定

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|--------|------------------------------------------------|-------------|
| 12,192 | $12192人 \times 120円 \times 1 + 200万円 = 3463千円$ | 3,463,000 円 |

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

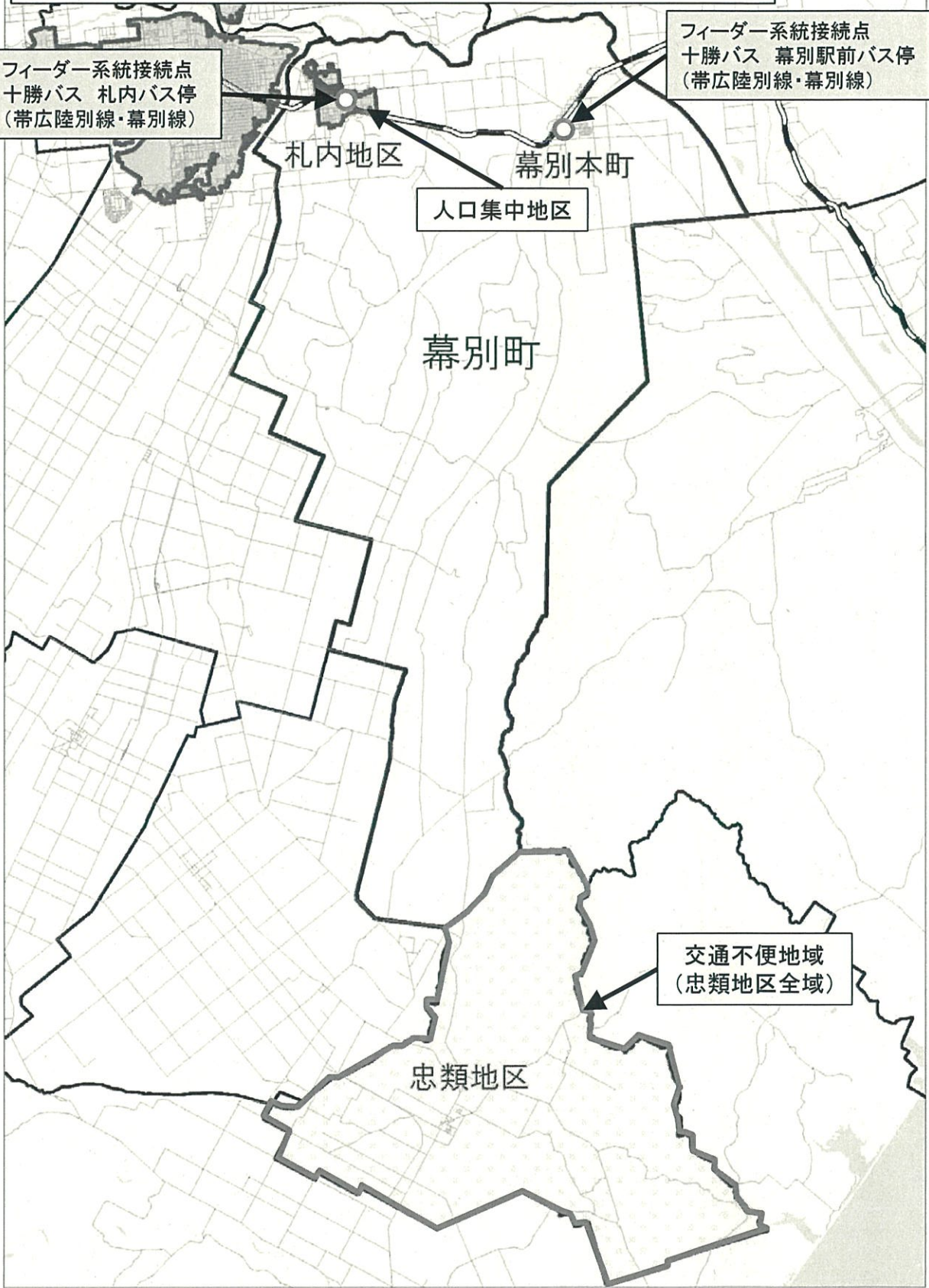
(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

【幕別町 人口集中地区及び交通不便地域】

フィーダー系統接続点
十勝バス 札内バス停
(帯広陸別線・幕別線)

フィーダー系統接続点
十勝バス 幕別駅前バス停
(帯広陸別線・幕別線)



交通不便地域
(忠類地区全域)

忠類地区

幕別町

人口集中地区

幕別本町

札内地区

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

| 市区町村 | バス事業者等名 | 申請番号 | 運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号) | 補助対象車両の種別 | | | 乗車定員 | 購入年月 | 再編特例措置 | 購入等の種別 |
|------|----------|------|---------------------------|-----------|-------|------|------|-------|--------|--------|
| | | | | イ | ロ | ハ | | | | |
| 幕別町 | 十勝バス株式会社 | 1 | (3) 札内線 | ノンステップ型 | スロープ付 | 標準仕様 | 32 | H30.9 | | 割賦 |
| | | 2 | () | | | | | | | |
| | | 3 | () | | | | | | | |
| | | 4 | () | | | | | | | |
| | | 5 | () | | | | | | | |

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。